



令和5年度がスタートしました。3月13日からマスクが解禁になり、行政の対応はコロナ前にいきなり戻ってしまいましたが、国民は3年におよんでマスク生活をしてきたので、生活の中からマスクが無くなるのはまだ先になりそうですね。

物流の2024年問題 (令和5年4月～)

以前より物流業界での課題であった、トラックドライバーの長時間労働の改善を目指し、自動車運転業務の年間の**時間外労働時間上限が1,176時間から、2024年4月1日以降は960時間になります。**また、これまでは時間外労働の給与の割増率が25%だったのに対して、改正後は月60時間を超える分には50%以上に引き上げられます。

残業減 ⇒ ドライバーの収入が減少 ⇒ 離職率高くなる ⇒ ドライバー不足
⇒ ドライバーが確保できないと、売上が減少。



さらに、月60時間を超えた時間外労働の割増率増加により人件費があがると、収益も減少する。

医師の2024年問題 (令和5年4月～)

年960時間超えの時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師(連携B、B、C水準の適用医師)のみです。

A水準・・・960時間未満 連携B、B水準・・・1860時間未満

※連携B水準(医師を派遣する病院)、B水準(救急医療)、C水準(臨床・専門研修)



中小企業における月60時間を超える時間外労働 (令和5年4月～)

2010年の労働基準法の改正により、長時間労働を抑制することを目的として、1か月60時間を超える時間外労働について割増賃金率を50%以上に引き上げることとされましたが、企業側の負担を考慮し、中小企業については、これまで適用が猶予されてきました。

2023年4月からはこの猶予措置が無くなり、中小企業についても**月60時間超**の時間外労働については、**割増賃金率を50%以上とする賃金**の支払いが必要となります。

給与のデジタル払いが可能に (令和5年4月～)

デジタル払いとは、「PayPay」「楽天ペイ」などのスマホ決済アプリで、給与を受け取ることです。なお、現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められていません。

- ・賃金の一部をデジタル給与はOK 全額デジタル給与はNG
- ・労働者の同意が無ければ基本的には通貨払い

ただし、資金移動業者が提供するサービスへの給与の支払いには、**労使協定を締結したうえで、銀行口座への振り込みと同様に従業員の同意が必要です。**



健康保険・介護保険の料率が変わっています (令和5年3月分より)

3月分の健康保険料率、介護保険料率が変更になっています。翌月徴収の場合は、4月給与の天引きより変更となります。

雇用保険料率が上がります (令和5年4月～)

雇用保険料率が4月**0.6%**になる予定です。建設業についても、0.1%アップの0.7%になります。